

○一関市結婚祝金交付要綱

平成25年 3 月29日

告示第36号

改正 平成30年 3 月31日告示第104号

一関市結婚祝金交付要綱を次のように定め、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第1 この告示は、婚姻後において市内で生活する夫婦に対し、結婚祝金（以下「祝金」という。）を交付することにより、未婚者の婚姻を奨励し、少子化対策及び定住の促進に資することを目的とする。

(祝金の交付対象者)

第2 祝金の交付対象者は、一関市結婚活動サポートセンター事業実施要綱（平成25年一関市告示第34号）に規定する結婚活動サポートセンター事業に参加し、結婚した夫婦又は一関市縁結び支援員登録制度実施要綱（平成25年一関市告示第35号）に規定する一関市縁結び支援員（以下「支援員」という。）の出会いの仲介により結婚した夫婦で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻届が受理された日から起算して2箇月を経過した日において、夫婦のいずれもが市内に住所を有すること。
- (2) 祝金の交付申請日において、1年以上婚姻を継続し、かつ、夫婦のいずれもが引き続き1年以上市内に住所を有していること。
- (3) 夫婦のいずれにも市税に滞納がないこと。
- (4) 夫婦のいずれもがこの告示に基づく祝金の交付を受けたことがないこと。

(祝金の額)

第3 祝金の額は、夫婦1組につき10万円とする。

(祝金の交付申請)

第4 祝金の交付を受けようとする者は、婚姻届が受理された日から起算して2年以内に結婚祝金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（該当するものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 結婚活動サポートセンター事業参加証明書

- (2) 一関市縁結び支援員仲介証明書（様式第2号）
- (3) 戸籍謄本
- (4) 住民票謄本
- (5) 納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（祝金の交付）

第5 市長は、第4の申請書の提出があったときは、当該書類の審査を行い、相当と認めるときは、祝金を交付するものとする。

（祝金の返還）

第6 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により祝金の交付を受けた者があるときは、既に交付した祝金を返還させるものとする。

（補則）

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

改正文（平成30年3月31日告示第104号抄）

平成30年4月1日から施行する。